

## 学校教育目標

○自ら学び鍛える那高生

○地域に貢献する那高生

## 活動方針

- ① 学年を超えた仲間や関わってくれる大人との関係性を築く中で、コミュニケーション能力を育成する。
- ② 短期・中期・長期の目標に向け、努力する大切さを学び、常にその達成度について振り返りを行い、目標修正する能力を養う。
- ③ スポーツに興味と関心を持つ生徒が、より高い水準の技能や記録等に挑戦したり、仲間と協力し合い友情を深めたりすることができる場とする。

## 1 学校教育の一環としての運動部活動

- ① 運動部活動の設置
  - ア 本校教育の一環として、運動部活動を設置する。
  - イ 運動部活動の意義に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動を実施する。
- ② 運動部活動の方針の策定等
  - ア 毎年度、本活動方針を策定する。
  - イ 運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。
  - ウ 校長は、上記のア及びイを学校関係者等に広く周知する。
- ③ 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
  - ア 教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の改善に努める。
  - イ 生徒・保護者及び地域に対して、活動方針や活動計画等を説明し、周知徹底する。

## 2 運動部活動を支える環境整備

- ① 指導体制
  - 複数の指導者による多面的な指導ができるようにする。専門性を有した外部指導者や部活動指導員の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- ② 保護者会、キャプテン会議及び特別活動部
  - 各部の現状や課題を共有し、学校全体で課題解決に向けた取組が行えるようにする。

## 3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- ① 休養日及び活動時間の設定
  - ア 成長著しい中学生の心身を考慮し示された休養日数及び活動時間を参考にして、本高校生の発達段階を十分に踏まえた日数・時間設定を行う。
  - イ その設定は、上で示す本校における部活動方針の趣旨に則るものでなければならない。
  - ウ 各部活動顧問は、担当する部の競技種目における個人・団体等の特性を踏まえた活動計画を立てなければならない。
  - エ 知徳体の育成を図ろうとする活動方針に則り、また生徒の進路保障を最優先して、考査発表中の活動については十分に配慮する。（事由等を記した申請書の要有り）
- ② 指導方法
  - 運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。
- ③ 体罰・不祥事等の防止
  - ア 体罰やセクシュアル・ハラスメント等は絶対に起こさない。
  - イ 活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、細心の注意を払う。
- ④ 安全管理と事故防止
  - ア 生徒が常に安全に活動できるよう事故防止に努める。もし、事故が起きた場合は、管理職に報告し、複数教員で迅速かつ適切な対応を行える体制をとっておく。
  - イ 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・補修を行う。
  - ウ 環境条件（気温・湿度・急激な天候の変化等）に応じた適切な指導に努める。